

通常学級の担任のための

通級による指導 サポートブック

～通級による指導の充実のために～



平成 30 年 3 月

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
気づき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
実態把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
発達障害とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用・・・・・・・・	8
通級による指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
自立活動とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5

はじめに

障害のある児童生徒については、障害の状態や発達段階、特性等に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うことが重要です。

このサポートブックは、通級による指導を効果的に活用できるよう、通常学級の担任の先生向けに編集したものです。障害による困難を克服・改善し、児童生徒が自分の持てる力を十分発揮できるよう、本書をご活用ください。

通級による指導とは

「通級による指導」は、障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細やかに、かつ弾力的に提供する教育の一形態です。教科学習等大半の授業は、通常の学級で行い、「通級による指導」は週に数単位時間程度、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を児童生徒のニーズに応じて行うことにより、通常の学級における授業においてもその指導の効果が表れることにつながります。障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導の学習内容は、「自立活動」といわれています。

通級による指導は特別な教育課程編成により行われます。単に、遅れている学習の補習をしたり、学級での活動が難しい児童生徒を個別に取り出して別の教室等で指導したりすることとは違い、「自立活動」が中心となります。

気づき



このような様子がみられ、学習上や生活上に困難さがあると感じたら、支援や配慮が必要かもしれません。まずは、普段の様子をよく観察し、記録をとってみましょう。

それらの記録などをもとに、困難さや苦手さの要因や背景について学年の先生同士や特別支援教育コーディネーター等と相談しましょう。



関係する先生方の話し合い（ケース会議）だけでなく、学校組織（校内委員会）を活用し、児童生徒のつまずきの早期発見に努めるとともに、行動の背景を正しく理解しましょう。



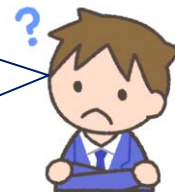
行動観察等による実態把握

ケース会議・校内委員会



実態把握

行動観察はどうすればよいのですか？



まずは、日々の記録をとってみましょう。日頃の様子から、困った行動がどのような場面で起きやすいのかを、学習面、対人面（友達関係）、行動面など大まかに分けてみましょう。



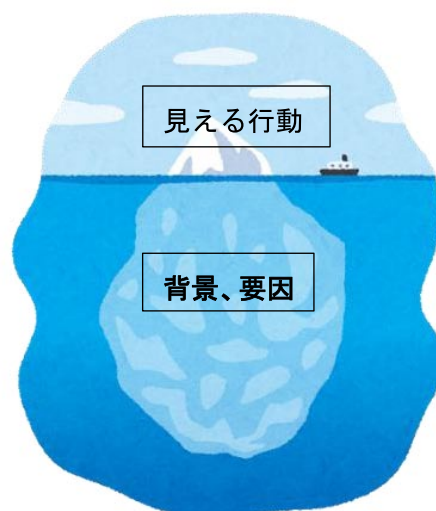
日々の記録では、どんな場面で、どんなことがあったか、その結果どうなったかを書いておくとよいでしょう。

日々の観察や記録から、困った行動が起きる前後にも注目するとよいでしょう。どんな事柄が困った行動の原因になっているのかわかると、支援の手立てを考えると役に立ちます。また、困った行動のあとにどんな事柄が起きているのかを把握することも、支援の手立てを考えると役に立ちます。

先生方が困っているという視点ではなく、児童生徒がつまずいている、困っているという視点で見てください。



困った行動だけでなく、うまくいったときの記録も取りましょう。支援の参考になります。



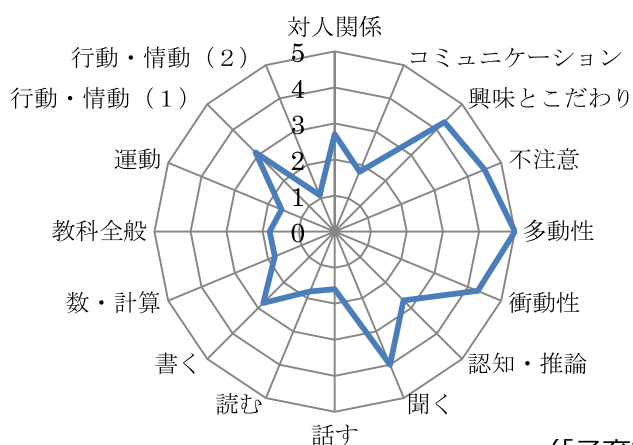
行動観察は大事ですね。そのほかにも、児童生徒の実態把握をするときに、大切なことはありますか。



行動観察だけでは、わからないこともあります。ですから、チェックリストや発達検査の結果などから背景や要因を考えることも大切です。

チェックリストは、「子育てファイル ふくいっ子」の基礎調査票を活用するとよいでしょう。

特別支援学校や特別支援教育センター、嶺南教育事務所は教育相談を行っています。教育相談の必要の有無については、校内委員会でよく検討しましょう。また、発達検査は保護者の同意が必要です。



基礎調査票 学期用

児童の名前	学年	性別	年齢
記入者 担任・親・他（ ）		性別 男・女	

Ⅰ-1		決して出来ない	ほとんど出来ない	やや出来ない	やや出来る	出来る
対人関係・社会性	1 人と話すときに態度がわるい	1	2	3	4	5
	2 挨拶や声かけなどで、態度を伝えようことが出来ない	1	2	3	4	5
	3 人の気持ちが変わらないと感じられる	1	2	3	4	5
	4 ほかの子とやるときに争いをしない	1	2	3	4	5
	5 友達と協力しあうことが出来ない	1	2	3	4	5
	6 友達とよりよい関係を築くことが出来ない	1	2	3	4	5
	7 自己主張が強く協調性がない	1	2	3	4	5
合計：		平均値：				

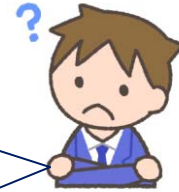
Ⅰ-2		決して出来ない	ほとんど出来ない	やや出来ない	やや出来る	出来る
コミュニケーション能力	1 他人と会話をする能力に個人差がある	1	2	3	4	5
	2 友達やゲームなど、友達と一緒に遊ぶことが出来ない	1	2	3	4	5
	3 自分の気持ちを言葉で上手に表現できない	1	2	3	4	5
	4 自分が何をしたいか分からない	1	2	3	4	5
	5 じょうずにやりやうがわからない、言葉どおりに受け止める	1	2	3	4	5
	6 相手の話をきくようなことも、進まないで言ってしまう	1	2	3	4	5
合計：		平均値：				

印刷文庫：「発達障害児の育て方」著者：発達障害児の育て方ガイド編纂部 印刷社

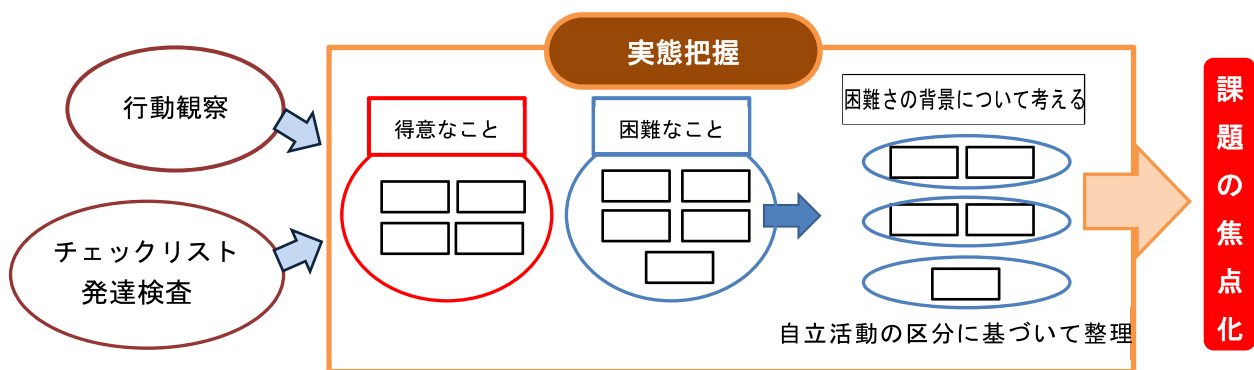
-49-

基礎調査票
（「子育てファイルふくいっ子」）

行動観察や、チェックリスト、発達検査の結果など、どう活用するとよいですか。



通常の学級の担任や、通級指導担当者、そのほか、対象となる児童生徒にかかわる先生方で、以下のような方法を参考に、困難さの背景について考え、対象となる児童生徒の課題をとらえましょう。



手順

- ①行動観察や発達検査の結果などから、対象児童生徒の様子について、1枚の付箋に1つの事柄を書きます。
- ②①で書いた事柄を、得意なこと、困難なことに分けます。
- ③特に、困難なことについては、どのような背景、要因があるのかを考え、背景・要因ごとに整理します。
- ④③の作業から、対象児童生徒の課題やめあてを考えます。課題が複数あるときには、どの課題を優先していくのか、支援を行うときにだれが中心となるのかなど話し合います。



これらのことは校内委員会やケース会議で通常の学級の担任、通級指導担当者、関係の先生方で連携し、話し合い、共通理解を図りましょう。

発達障害とは



やる気がない、怠けている、努力が足りない、勝手な行動をする、しつ
けができていない、冷たい、固い、変わった子、わがままなどに見える
児童生徒の中には、発達障害の可能性のある児童生徒もいます。

実態把握を行う中で、特に学習面、対人面、行動面での困難さが著しい
場合には、発達障害の診断があったり、可能性があったりする場合があ
ります。その場合、支援を行う際に特性を理解することが大切です。

発達障害について教えてください。



発達障害とは、学習障害（LD）、自閉症スペクトラム（ASD）、注意欠陥
多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であってその症
状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいい
ます（※1）。

学習障害（LD）

- ・読み書きの練習を繰り返し行っても、期待したほどの成果が得られない経験などから、生活全般に於いて自信を失っている場合がある。そのため自らの失敗に対して感情的になり、情緒が不安定になることがある。
- ・数字の概念や規則性を理解する、計算に時間がかかる、文章題の理解や推論することが苦手で自分の思う結果が得られないことにより、学習への意欲や関心が低いことがある。
- ・視知覚の特性により、文字の判別が困難になり、「め」と「ぬ」を読み間違えたり、文節を把握することができなかつたりすることがある。
- ・縄跳びや自転車乗り等の体全体を用いる粗大運動が苦手な者がいる。また、鉛筆の握り方がぎこちなく過度に力が入りすぎてしまうこと、筆圧が強すぎて行や枠からはみ出してしまうこと等、手や指先を用いる細かい動きのコントロールが苦手であったりする。さらに、うまく取り組めないことにより焦りや不安が生じて、余計に書字が乱れてしまうことがある。

補足



※1 発達障害者支援法 第二条

自閉症スペクトラム (ASD)	・感覚の過敏さやこだわりが見られる場合、大きな音がしたり、予定通りに物事が進まなかったりすると情緒が不安定になることがある。 ・他者に自分の気持ちを適切な方法で伝えることが難しい場合、自ら自分をたたいてしまうことや、他者に対して不適切なかかわり方をしてしまうことがある。 ・言葉や表情、身振りなどを総合的に判断して相手の思いや感情を読み取り、それに応じて行動することが困難な場合がある。また、言葉を字義通りに受け止めてしまう場合もあるため、行動や表情に表れている相手の真意を読み取り間違ふこともある。 ・持ち主の了解を得ないで、物を使ったり、相手が使っているものを無理に手に入れようとしたりすることがある。 ・他者の意図を理解したり、自分の考えを相手に正しく伝えたりすることが難しい場合がある。 ・会話の内容や周囲の状況を読み取ることが難しい場合があるため、状況にそぐわない受け答えをすることがある。
注意欠陥多動性障害 (ADHD)	・周囲のことに注意が散りやすいことから一つ一つの行動に時間がかかり、整理・整頓などの習慣が十分身に付いていない。 ・自分の行動を注意されたときに、反発して興奮を静められなくなることがある。 ・自己の状態の分析や理解が難しいため、同じ失敗を繰り返したり、目的に沿って行動を調整したりすることが苦手だったりすることがある。 ・遊びの説明を聞き漏らしたり、最後まで聞かずに遊び始めたりするためにルールを理解していないように見えることがある。また、ルールを理解していても、勝ちたいという気持ちから、ルールを守ることができない場合がある。 ・注意機能の特性により、注目すべき箇所がわからない、注意持続時間が短い、対象が変動しやすいなどの問題が起こり、学習等に支障をきたすことがある。 ・目と手の協応動作や指先の細かい動き、体を思った通りに動かすこと等ができないことから、身の回りの片付けや整頓等を最後まで遂行することが苦手なことがある。 ・思ったことをそのまま口にしたり、相手の感情に気付かず不適切な表現を繰り返したりすることがある。

(学習指導要領(平成29年告示)の自立活動編より一部抜粋)



発達障害等のある児童生徒の指導の基本は、間違いやできないことに注目するより、正しいこと、できるための方法を具体的に、丁寧に教えていくことです。適切な自己理解を図れるようにし、社会的な自立に向けての自己解決能力を身につけさせていくことです。学習面ではできていることを認め、得意な面をうまく利用して指導を行うことが大切です。行動面では注意や叱責による改善は難しいという前提に立ち、適切な行動を増やしていく視点で考えるようにします(※2)。

補足



※2 笹森洋樹・大城政之編著「初めての『通級指導教室』担当 BOOK Q&A と先読みカレンダーで早わかり! 通級指導教室運営ガイド」(2014 明治図書) p 16～p 17 より引用

個別の教育支援計画・個別の指導計画



実態把握や、課題の焦点化ができれば、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成しましょう。

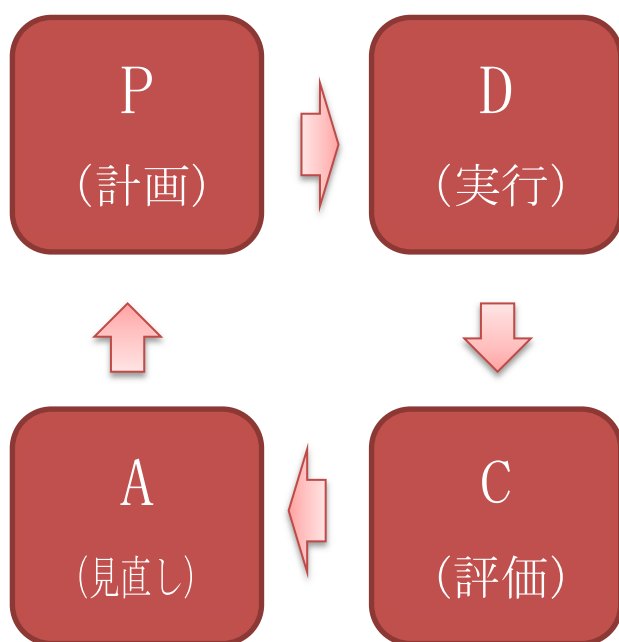
個別の教育支援計画・個別の指導計画について教えてください。



個別の教育支援計画は、家庭、医療、福祉等関係機関など児童生徒に関わる関係者が困難な状況や特性について情報共有をし、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担などについて計画を作成するものです。
個別の指導計画は一人一人の状態に応じた指導や支援が行えるよう、教育的ニーズに応じて指導目標や指導内容、方法を盛り込んだものです。



個別の教育支援計画、個別の指導計画ともに、学校が主体となって、保護者や関係者と連携・協力して作成しましょう。本人・保護者の立場に立って作成することが大切です。



個別の指導（支援）計画シート 小・中学校用					
<指導・支援シート>				氏名	福井 太郎
将来（卒業後）の目標	◎自分の得意な分野を活かした進路・職業につく。 ◎人と友達とトラブルことなく、共にいかわり合いながら暮らすことができる。				
1年間の長期目標	◎家庭や生き物を題材にした文字学習に集中できるようにする。 ◎休み時間にゲームやルールのある遊びに参加できるようにする。				
2 学期の短期目標	10月15日～	3月31日	評価	指導・支援内容	担当
1 学期の短期目標	10月15日～	3月31日	評価	指導・支援内容	担当
指導・支援目標	場面	指導・支援内容	担当	評価	
家庭や生き物の図鑑を作る（文字を書くことに慣れる）	公民館（土曜）	図鑑や生き物の図鑑を対象に決めたテーマに沿って作成する。	父親	B	
毎日、読まない授業を2コマ決めて、取り組む	1年2組教室	毎日読まない授業を2コマ決めて、取り組む。読まない授業を担任が決め、守れたらシールを貼る。連絡帳にも書いて、家族にほめてもらう。	父親	C	
学習発表会などでは、歌や楽器の練習など、活躍できる。	教室	学習発表会の練習には、随時練習も2人で、支那人がクラスの中で十分力が発揮できるように支援する。	父親	B	
学校以外でも絵や歌の力を伸ばす	市民音楽会参加中	市民音楽会参加中。毎日歌うことに励み、様々な友達とかわる。	母親	A	
	公民館（土曜）	公民館の絵手紙クラブに父親と入り、絵手紙を書く。	父親	B	
実施日	参加者	話し合った内容（結果）			
H24.10.1	大寺、越前、小林、山本、田中、校長	個別の指導（支援）計画の記入（今後の指導・支援について）			
H24.11.4	大寺、越前、小林、山本、田中、校長	指導について、指導・支援について（今後どうしたら改善できるか）			
H24.12.10	大寺、越前、小林、山本、校長	指導・支援について、指導・支援について（今後どうしたら改善できるか）			
※この「個別の指導（支援）計画」に記入されていることについて承認します。また、このシートを支援関係者に示すことを同意します。 （保護者署名）平成〇〇年〇月〇日 福井 花子					
<捺印欄> 担任 担任の支援者 学年主任 他の支援者（サポート） 校長					

通級による指導



支援を行う際に、困難さや障害の特性、対象となる児童生徒の教育的ニーズに応じて、個別の指導や支援が必要となる場合には、通級指導を活用するとよいでしょう。

通級による指導について教えてください。



通級による指導の対象は以下のようになっています（※3）。

障害種	対象となる障害の程度（※3）
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

（文部科学省「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について（通知）」平成25年10月4日 25文科初第756号）

補足



※3 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」（平成25年10月）も参照してください。



知的障害の児童生徒は通級による指導の対象ではありません。知的障害については、障害の特性や発達状態に応じた特別の教育課程や指導方法により比較的多くの時間、特別支援学級で指導することが効果的であり、ほとんどの時間、通常の学級での通常の授業を受けながら通級するという教育形態は効果的ではなく、原則として、知的障害特別支援学級ないし併せ有する他の障害の特別支援学級において指導することが適切です。（文部科学省編著「改訂第2版 通級による指導の手引 解説とQ&A」佐伯印刷 平成24年発行 P81）



通級の対象かどうかの判断は、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないように留意し、総合的な見地からの判断が必要です。通級による指導の対象とすることが適切かどうかは、教育、医療などの専門的な意見を十分考慮した上で、市町教育委員会と連携を十分図りながら行いましょう。

通級による指導の時間はどれくらいですか？
ある特定の教科や道徳、特別活動などの時間を
すべて取り出してもらえないのでしょうか？



通級による指導の時間は、児童生徒一人あたり、年間35単位時間から280単位時間、週あたり8単位時間以内の範囲で行うことになっています。このほか、学習障害、注意欠陥多動性障害のある児童生徒については、指導上の効果が期待できる場合もあることから月1単位時間程度が下限になっています。（※4）

全国的には、通級による指導を受ける児童生徒の時数は平均1～2時間となっているようです。（※5）

いつも同じ時間帯に出かけるということになれば、毎週同じ教科や道徳の時間、特別活動等の授業が受けられないことになります。もともと小学校などの教育課程はそれを一通り履修することによって教育が成り立つわけですから、毎回、同じ教科の授業が受けられなかったり、特定の教科や道徳、特別活動等の内容のすべてが履修できなかったりすることは望ましくありません。（文部科学省編著「改訂第2版 通級による指導の手引 解説とQ&A」佐伯印刷 平成24年発行 P78）

補足



- ※4 通級による指導の授業時数について、文部科学大臣が別に定めたものが平成5年の文部省告示第7号の第2項です。この項については平成18年3月の文部科学省告示第54号により一部改正しています。
- ※5 毎年、文部科学省が「通級による指導実施状況調査」を実施しています。それによると通級による指導時間は週1単位時間が52.7%、週2単位時間が32.1%で全体の約84.9%を占めています（H28年度）。

通級による指導の時間ではどのような指導をしているのですか。



通級による指導では、通級する児童生徒の日常生活の場である家庭、学校での適応を図るために「特別の指導」を行います。ここで「特別の指導」はすなわち「自立活動」のことであり、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行います。通級による指導が、日常生活の場で生かされるためには、児童生徒への指導とともに保護者への支援、在籍学級の担任との連携が大変重要になります（※6）。

LD、ADHDのある児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングや支援員の活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により対応することが適切であるものも多く見られます（※6）。



通級による指導を行うに際しては、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会においてその必要性を検討するとともに、必要に応じて特別支援学校や特別支援教育センター、嶺南教育事務書等の相談等を活用すると良いでしょう。

その他、通級による指導の実施にあたって、留意することはありますか。



平成29年告示の学習指導要領では、通級による指導を受ける児童生徒の全てに、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるように個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、活用することとなっています。

指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の時間数、指導期間、指導内容や結果を記入します（参考資料参照）。

補足



※6 国立特別支援教育総合研究所ホームページ 障害のある子どもの教育の広場＞9、発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）教育＞[4] 通常の学級における指導と通級による指導＞（2）通級による指導 から引用

<参考資料>

平成 29 年度、福井県では通級指導担当者は一人あたり 3～4 校を兼務し、対象児童生徒数は平均 15 人～16 人となっています。通級指導担当者の 1 週間の授業の持ち時数は以下のようになっています。通級指導担当者によっては、1 日のうちに複数校に勤務する曜日があります。参考として、通級指導担当者の時間割を示します。

○通級指導担当者の時間割例（対象児童生徒 18 人 自立活動は「自立」と表記）

		1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目	6 限目	
月	学習内容	自立	自立	自立	自立	自立		S 校
	対象児童生徒	A/ B	C/D	E	F	G		
火	学習内容	自立	自立	自立	自立	自立		T 校
	対象児童生徒	H	I	J	J	K		
水	学習内容		自立	自立	自立	自立		U 校
	対象児童生徒		A/C/L	N	G	M		
木	学習内容	自立	自立	自立			自立	
	対象児童生徒	H	O	J			E	
金	学習内容	自立	自立	自立		自立		
	対象児童生徒	M	P	Q		R		

指導要録の取扱い

通級による指導に関する記載は、指導に関する記録の「総合所見および指導上参考となる諸事項」の欄を使用して、記入します。

この場合、

- ・通級による指導を受けた学校名（他校で通級による指導を受けた場合）
- ・通級による指導の頻度や授業時数、指導期間 について記入。

また、

- ・通級による指導の内容
- ・通級による指導の成果

については、必要に応じて、同欄に記入。

なお、指導要録の記入については、在籍している通常の学級の担任が、通級による指導を担当する教員が作成する「通級による指導の記録」に基づいて行います。

自立活動とは



障害のある児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要です。このため、「自立活動」の領域を設定し、それらを指導することによって、人間として調和のとれた育成を目指します。

自立活動の内容は特別支援学校の学習指導要領により 6 区分 27 項目となっています（次ページ参照）。6 区分は以下の通りです。

1 健康の保持	生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る
2 心理的な安定	自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く
3 人間関係の形成	自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う
4 環境の把握	感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする
5 身体の動き	日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする
6 コミュニケーション	場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする

これら全ての項目を指導するのですか？



全ての項目を指導するものではありません。児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱います。



そのために通常の学級担任、通級指導担当者、その他の関係者で対象児童生徒の日頃の行動や様子の観察などから、実態把握を行い、必要な支援についてケース会議や校内委員会などで話し合いましょう。ケース会議では保護者にも参加してもらい、共通理解を図りましょう。

自立活動の内容

区分	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
項目	□生活のリズムや生活習慣の形成に関する事	□情緒の安定に関する事	□他者とのかかわりの基礎に関する事	□保有する感覚の活用に関する事	□姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事	□コミュニケーションの基礎的能力に関する事
	□病気の状態の理解と生活管理に関する事	□状況の理解と変化への対応に関する事	□他者の意図や感情の理解に関する事	□感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事	□姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事	□言語の受容と表出に関する事
	□身体各部の状態の理解と養護に関する事	□障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事	□自己の理解と行動の調整に関する事	□感覚の補助及び代行手段の活用に関する事	□日常生活に必要な基本動作に関する事	□言語の形成と活用に関する事
	□障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事		□集団への参加の基礎に関する事	□感覚を統合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事	□身体の移動能力に関する事	□コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
	□健康状態の維持・改善に関する事			□認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事	□作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事	□状況に応じたコミュニケーションに関する事

(文部科学省「特別支援学校学習指導要領・自立活動編」平成29年告示)



困難さの背景（要因）を自立活動の区分に基づいて整理し、課題を焦点化していきます。これは、障害名のみによって特定の内容に偏らないようにするためです（※7）。

焦点化された課題から、指導目標（ねらい）を設定します（※8）長期的な観点に立った目標とともに当面の短期的な観点に立った目標を定めることが自立活動の指導の効果を高めるために必要です。

補足



※7 課題を焦点化するときには、得意なこと、できていることにも着目します。

※8 学習指導要領には自立活動について、教科のように目標の系統性は示されていません。そのため、児童生徒一人一人の自立活動における指導の系統性を確保するためには、個別の指導計画で引き継いでいく必要があります。つまり、個別の指導計画を通して前年度までの指導担当者の実態のとらえ方や、目標設定に至る考え方などを指導担当者間で共有しておくことで指導の根拠がより明らかになります。

連携



児童生徒にとって必要な支援は、通級による指導の時間だけでなく、通常の学級での学習にも必要になってきます。

通常の学級の支援はどのようにするとよいのですか？



通級指導担当の先生と連携し、情報交換をしましょう。どのような支援があると学習がしやすいのか、不安を軽減できるのかなど、通級指導で効果があったことを、通常の学級の中でも取り入れてみましょう。

また、通常の学級担任や教科担当の先生から、通常の学級で学習するときの困難さについて、通級による指導担当者に伝え、通級による指導の中で困難さに対応する支援方法などを通級による指導の中で本人と探ってもらいましょう。



通級による指導の中心は「自立活動」で、教科の補充ではありません。しかし、教科の内容を取り扱いながら、自立活動の指導はできますので、通常の学級での学習の様子など情報を共有しましょう。

連携が大切と言うことですね。具体的にどのように連携するとよいのですか？



通級指導担当者は、通常の学級担任との連携や保護者と連携するために、対象児童生徒一人一人に個別の連絡ファイルを作成しています。それらのファイルを活用し、通常の学級担任からは、通常の学級の様子や通常の学級でできていること、もう少しでできそうなことを伝えたり、通級指導担当者からは有効な支援の方法や通級指導での様子を伝えたりするとよいでしょう。また、できるだけ、時間を見つけて口頭でも情報交換できるとよりよいでしょう。

通級指導 記録		0年 00 00	
通級のめあて			
月 日	活 動 内 容	授業の様子	担任(通級担当)からのコメント
		校長	教頭
		特コ	担任



個別の指導計画の作成や見直しなどは、通常の学級担任や特別支援教育コーディネーターが中心となって、教科担当、通級指導担当者、対象児童生徒に関わる職員で行いましょう。また、全職員で共有しましょう。

保護者との連携を行う時に留意することはありますか。



通級による指導の様子を知ってもらうことや、家庭での様子を教えることは、指導・支援の方法を考える上で大変参考になります。保護者会では、通常の学級の懇談時に通級指導担当者が同席したり、通級指導担当者との懇談の時間をとったりなど、学校の実情に応じて対応してください。また、ケース会議にも通級指導担当者が参加できるとよいですね。



通級指導担当の先生は、複数の学校を巡回しています。特に兼務校については時間の確保が難しく、連携も難しいようです。連絡ファイルなどを活用して情報共有に努めましょう。また、時間割の変更についても事前に連絡し、通級による指導の時間をできるだけ確保しましょう。

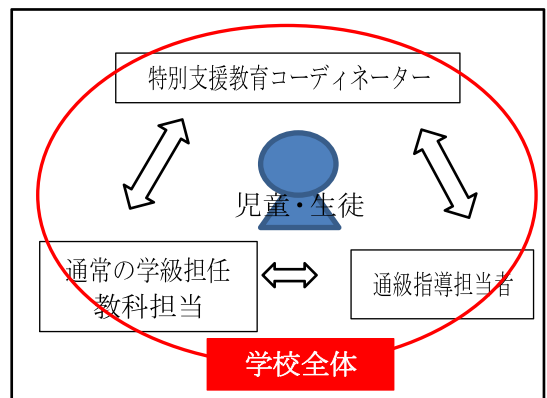
連絡や調整はどのようにするとよいですか。



特別支援教育コーディネーターの先生が中心となつてなるとよいでしょう。困ったときは抱え込まず、管理職の先生方や近隣の学校の先生、あるいは特別支援教育センター、嶺南教育事務所、特別支援学校など外部機関を活用しましょう。



支援や配慮を必要としている児童生徒が自分の力を最大限に発揮できるよう、学校全体で支援していくことが大切です。



おわりに

このサポートブックでは、通級の対象となる児童生徒の担任の先生方や関係の先生方に参考になるようにと通級指導担当者の協力のもと作成しました。

このサポートブックで紹介していることはほんの一例です。一人ひとりの児童生徒の困難な状況を理解し、困難を改善・克服するためには、通常の学級担任あるいは通級担当者個人が一人で抱え込むのではなく、学校全体がチームとなって支援を行うことが求められています。

また、平成30年度からは高校においても通級による指導が開始されます。学校間の支援の引継ぎを確実に行うことで、児童生徒一人ひとりが安心して学習できる環境を整えていきましょう。

平成30年3月

<参考文献・引用文献>

- 「改定第2版 通級による指導の手引 解説とQ&A」文部科学省 著、編集（佐伯印刷.2012）
「はじめての『通級指導教室』担当BOOK Q&A と先読みカレンダーで早わかり！通級指導教室運営ガイド」 笹森洋樹・大城政之編著（明治図書.2014）
「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」 文部科学省（平成29年3月）
「特別支援学校教育要領・学習指導要領 自立活動編」 文部科学省（平成29年7月）
「平成29年度版学習指導要領の改訂のポイント 通常の学級の特別支援教育」 上野一彦監修（明治図書.2017）
「自立活動ハンドブックー知的障害のある児童生徒の指導のためにー」 岡山県総合教育センター（平成27年2月）
国立特別支援教育総合研究所ホームページ <http://www.nise.go.jp/cms/>